

令和2年度

**特定教育・保育施設  
確認監査の着眼点**

**(共通)**

横 浜 市  
こども青少年局監査課

## 指摘区分について【参考】

- ・ 監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・ 改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

<b>文書指摘事項 (要報告事項)</b>	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
<b>口頭指摘事項 (通知事項)</b>	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
<b>助言事項</b>	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。

◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。

## 主な根拠法令について

### ● 横浜市条例・要綱等

省略標記	正式名称	公布年月日	最近改正
認可基準条例	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例第60号	平成24年12月28日 令和元年10月4日
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例第48号	平成26年9月25日 令和元年10月1日
幼保連携型認定こども園基準条例	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	条例第46号	平成26年9月25日 令和元年10月4日
認定こども園要件条例	横浜市認定こども園の要件を定める条例	条例第2号	平成27年2月25日 令和元年10月4日
市防災計画	横浜市防災計画「震災対策編」		令和2年1月
安全対策の徹底について	保育施設における児童の安全対策等の徹底について	こ保連第1052号	平成26年6月26日
給付費等取扱要綱	横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱	こ保連第1号	平成27年4月1日 令和元年10月1日
	緊急事態宣言の発出に伴う保育等の対応(給付費・委託等及び職員の給与)について	こ保連第994号	令和2年5月15日
	新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について	こ保人第44号	令和2年4月10日

### ● 関係法令等

省略標記	正式名称	公布年月日	最近改正
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法	法律第65号	平成24年8月22日 令和元年5月17日
運営に関する基準府令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	内閣府令第39号	平成26年4月30日 令和2年4月1日
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律第77号	平成18年6月15日 平成30年6月27日
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号	平成18年9月7日 令和元年9月20日
労基法	労働基準法	法律第49号	昭和22年4月7日 令和2年3月31日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	厚生省令第23号	昭和22年8月30日 令和2年3月31日
学校保健安全法	学校保健安全法	法律第56号	昭和33年4月10日 平成27年6月24日

### ● 通知等

省略標記	正式名称	公布年月日	最近改正
教育要領	幼稚園教育要領	文部省告示第69号	昭和39年3月23日 平成29年3月31日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	文部書科学省・厚生労働省告示第1号	平成26年4月30日 平成29年3月31日
特定教育・保育施設等指導指針	特定教育・保育施設等指導指針	府子本第390号 別添1	平成27年12月7日 平成30年3月7日
特定教育・保育施設等監査指針	特定教育・保育施設等監査指針	府子本第390号 別添2	平成27年12月7日 平成30年3月7日
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発第0331第3号	平成28年3月31日
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号	平成12年6月7日 平成29年3月7日
	新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて	府子本第646号、2初幼教第11号、子保発0617第1号	令和2年6月17日
	学校における消毒の方法等について	事務連絡(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)	令和2年6月4日

# 目 次

## I 確認基準

1 利用定員	.....	1
2 内容及び手続の説明及び同意	.....	1
3 あっせん、調整及び要請に関する協力	.....	1
4 小学校等との連携	.....	2
5 特定教育・保育の取扱方針、評価等	.....	2
6 運営規程、苦情解決	.....	3
7 地域との連携等	.....	3
8 事故発生の防止及び発生時の対応	.....	3
9 会計の区分	.....	4
10 記録の整備	.....	4
11 その他	.....	5

## II 施設型給付費確認基準

..... 5

## III 新型コロナウイルスに係る対応について

..... 5

特定教育・保育施設 確認監査指の着眼点

◆令和2年度 指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
<b>I 確認基準</b>		
<b>1 利用定員</b>		
(1) 利用定員	定員は20名以上で、区分ごとの利用定員が定められているか。	確認基準条例第4条
<b>2 内容及び手続の説明及び同意</b>		
◆ (1) 重要事項の説明	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。また、施設内に掲示または閲覧できるような状態にしているか。	確認基準条例第5条、第23条
(2) 応諾義務	利用申込みが利用定員を超える場合、選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考をおこなっているか。	確認基準条例第6条
◆ (3) 利用者負担額等	特定教育・保育の質向上のための費用(人件費など)を設定した場合、あらかじめ保護者に金額、理由等を文書で説明し、文書で同意を得ているか。	確認基準条例第13条
	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品・文房具の購入費用、行事参加費用などの負担について、あらかじめ保護者に用途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。	確認基準条例第13条
(4) 情報の提供等	保護者が適切に特定教育・保育施設を選択できるよう、情報の提供に努めているか。また、施設について虚偽または誇大な広告等がなされていないか。	確認基準条例第28条
<b>3 あっせん、調整及び要請に関する協力</b>		
(1) 応諾義務	利用者の申込、市町村の利用調整等に対して特段の理由なく拒否するなどの事例がないか。	確認基準条例第6条、第7条

特定教育・保育施設 確認監査指の着眼点

◆令和2年度 指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
4 小学校等との連携		
(1) 連携、交流	園児と小学校児童の交流の機会があるか。 学校教諭との意見交換や合同研究の機会等が設けられているか。	確認基準条例第11条
5 特定教育・保育の取扱方針、評価等		
◆ (1) 計画の策定	特定教育・保育を一体的に提供するため、全体的な計画が適切に作成されているか。	確認基準条例第15条、第34条
(2) 心身の状況等の把握等	子どもの心身の状況の把握や置かれている環境などの把握に努めているか。 子どもや保護者への相談・助言その他の援助について適切に対処する体制づくりが行われているか。	確認基準条例第10条、第17条、第34条
◆ (3) 自己評価	(保育士、教諭等は)指導計画等を通して自己評価をしているか。設置者は教育及び保育等の状況、その他の運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表しているか。	確認基準条例第16条 ※公表に関しては施設類型により根拠法令が異なります。
(3)-2 関係者評価、第三者評価	園を利用する保護者その他園の関係者による評価又は外部の者による評価を受けるように努めているか。	確認基準条例第16条
(4) 虐待等の禁止	職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	確認基準条例第25条
(5) 秘密保持等	業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。	確認基準条例第27条

特定教育・保育施設 確認監査指の着眼点

◆令和2年度 指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
6 運営規程、苦情解決		
◆ (1) 運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	確認基準条例第20条
◆ (2) 苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。	確認基準条例第30条、第34条 苦情解決指針2(3)、3(2)
	苦情の内容等の記録を作成・保存しているか。	
	保護者等からの苦情や要望に迅速に対応し、第三者委員に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、適切に対応しているか。	
7 地域との連携等		
(1) 連携・交流	地域住民またはその自発的な活動との連携及び協力、地域との交流に努めているか。	確認基準条例第31条
8 事故発生の防止及び発生時の対応		
◆ (1) 事故防止及び安全対策	在園時の事故防止のために、学校安全計画の策定等を通じ職員の共通理解や体制づくりを図っているか。	確認基準条例第32条、第34条 学校保健安全法第27条、第29条 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
	危険等発生時対処要領等に基づき、事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の実態に備え必要な対応ができているか。	
◆ (2) 事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	確認基準条例第32条
◆ (3) 食物アレルギー対応	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。	確認基準条例第32条

特定教育・保育施設 確認監査指の着眼点

◆令和2年度 指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
9 会計の区分		
◆ (1) 会計の管理	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	確認基準条例第33条
10 記録の整備		
(1) 記録の整備・保存	下記の必要な諸記録の整備を行っているか。また、完結してから5年間保存しているか。 ①提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 ②特定教育・保育の提供に当たっての計画 ③支給認定子どもの保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	確認基準条例第34条 確認基準条例第12条、第15条、第19条、第30条、第32条
(2) 職員に関する必要な諸記録の整備	就業規則・給与規程を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。また、労働協定を含めて、職員に周知しているか。	確認基準条例第34条 労基法第15条、第89条、第106条
	職員の資格証明書、履歴書、雇用契約書又は労働条件通知書、労働者名簿を整備しているか。	確認基準条例第34条 労基法第15条、第107条 労基法施行規則第5条、第53条
	賃金(給与)台帳を整備しているか。	確認基準条例第34条 労基法第108条 労基法施行規則第5条、第53条
(3) 設備及び会計に関する諸記録の整備	設備及び会計に関する記録を整備しているか。	確認基準条例第34条



特定教育・保育施設 確認監査指の着眼点

◆令和2年度 指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
11 その他		
◆ (1) 職員配置	法令等に基づく基準を満たすような職員数が確保され、適切な特定教育・保育を提供できるよう職員の勤務体制を整えているか。	確認基準条例第21条 ※配置基準に関しては施設類型により、種別・人数等が異なります
◆ (2) 職員等給与	職員の給与は、給与規程等に基づき、勤務実態に即して適正に支払われているか。	労働基準法第2条、第24条、第89条 労基法施行規則第8条
(3) 職員研修	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	確認基準条例第3条、第21条
(4) 園児の健康診断	定期健康診断、その他の検査等を関係法令に則り実施しているか。	確認基準条例第10条 ※実施頻度等については施設類型により異なります
<b>II 施設型給付費確認基準</b>		
施設型給付費の請求・支払に関して不正又は著しい不当がないか。		給付費等取扱要綱ほか
<b>III 新型コロナウイルスに係る対応について</b>		
新型コロナウイルスに係る対応について、法令や通知等に基づき適切な対応をしているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の発出に伴う保育等の対応(給付費・委託等及び職員の給与)について(市通知)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて(国事務連絡)</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について(市通知)</li> <li>・学校における消毒の方法等について(国事務連絡)</li> <li>・感染症対策ガイドライン</li> </ul>